

【重要】厚生労働省からのお願い

平素より、事業主・労働者の皆様には、労働行政の推進に当たり、格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

厚生労働省では、裁量労働制の制度改革案についての検討に資するため、裁量労働制の適用・運用実態を把握するために、「裁量労働制実態調査」を実施することを予定しています。今回のご協力依頼は、その調査に先立ち、いくつか事前の確認をさせていただくものとなります。

昨年の「働き方改革関連法案」に関する国会審議等において、適切な統計手法に基づく裁量労働制の実態把握の必要性が指摘されました。

このため、厚生労働省として、昨年、統計学・労働経済学の専門家や労使関係者による検討会を設け、適切な調査設計・調査事項等の検討を行いました。

その後、調査は、総務大臣の承認を得て、統計法に基づく統計調査として、厚生労働省が自ら行うこととなっています。

調査では、裁量労働制の適用・非適用によって、同じ業務を行っている労働者でどの程度労働時間などに違いがあるのかや、裁量労働制を導入している事業場に求められる健康確保の措置などの運用実態等について、地域、事業場規模などで偏りなく把握できるよう調査設計しています。

その結果、裁量労働制の適用がない事業主・労働者の方を含め、ご協力をお願いすることとなったものです。調査結果は、今後の厚生労働省における裁量労働制の制度改革案の検討の基礎となります。

このような重要な調査を行うためのプレ調査であることにかんがみ、ご多忙の折、大変恐縮ですが、何卒、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、このプレ調査によって得られた情報は、労働基準監督などの目的で利用されることは決してありません。

また、このプレ調査は、オンラインシステムをご活用いただくことが可能です。

これにより、正確な記載や、記入漏れの防止等にもつながり、皆様のご負担も減ることとなりますので、ぜひオンラインシステムをご活用ください。

以上、何卒よろしくお願いいたします。

令和元年8月
厚生労働省労働基準局長